

市政情報の公表に関する要綱

(平成13年9月26日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、佐倉市情報公開条例(平成13年佐倉市条例第2号。以下「公開条例」という。)第26条及び第27条に規定する情報公開の総合的な推進の趣旨を踏まえ、市民の市政への参加を推進し、市民主体の公正で開かれた市政の進展に寄与するため、市政に関する情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 この要綱における実施機関は、公開条例第2条第1号に掲げる実施機関とする。
- (2) 情報の公表 実施機関が保有する情報を任意に市民の利用に供することをいう。

(情報の公表)

第3条 実施機関は、次に掲げる事項に関して実施機関が保有する情報については、公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、これを市民に公表するよう努めるものとする。

- (1) 市の総合計画及びこの計画に係る中間段階の案
- (2) 政策調整会議における決定事項
- (3) 市の主要事業の状況
- (4) 市議会定例会における市長の所信表明等市の市政方針
- (5) 環境、保健衛生、防災等市民生活の安全と密接な関係がある事項
- (6) 市の予算に関する事項
- (7) 市の組織、市の職員の定数及び給与に関する事項
- (8) 重要な施設整備に関する事項
- (9) 市民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する事項
- (10) 市の統計に関する資料
- (11) 市が行う試験、行事に関する事項
- (12) その他実施機関が必要と認める事項

(公表の方法)

第4条 情報の公表に当たっては、次に掲げる方法のうち効果的なものにより行うものとする。

- (1) 市が発行する広報紙への掲載
- (2) 市政資料室における閲覧
- (3) 印刷物の配布又は有償刊行物の頒布
- (4) 市のホームページへの掲載
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

2 前条各号に掲げる情報（第3号に規定する情報を除く。）の公表は、情報の発生都度、速やかに行うよう努めるものとする。

なお、前条第3号に掲げる情報の公表は、年1回以上定期的に行うよう努めるものとする。

3 情報の公表に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実に努めるとともに、市民に分かりやすいものとするよう努めるものとする。

（他の制度との調整）

第5条 情報の公表について、法令及び条例並びに規則、訓令、この要綱以外の要綱等で別段の定めがある場合には、当該別段の定めによるものとする。

（市民への周知等）

第6条 市長は、この要綱の規定に基づき市民に公表した情報について、公表情報一覧表（別記様式）により一覧表を作成し、市政資料室において閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する一覧表は、この要綱の施行の日から3月以内に作成し、以後、3月ごとに更新するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

（適用）

2 この要綱は施行日以後に発生した情報について適用する。

3 この要綱の施行日前に発生した情報についても、可能な限り、この要綱に準じて公表に努めるものとする。

別記様式

公表情報一覧表

所管課等： _____

番号	該当条項												公表資料(情報)の名称	公表開始日	公表の方法				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			広報紙	市政資料室	印刷物等	ホームページ	その他
計																			

備考

- 1 「該当条項」、「広報紙」、「市政資料室」、「印刷物等」及び「ホームページ」の各欄には、該当する欄に 印を記載すること。
- 2 「該当条項」欄の数字は、市政情報の公表に関する要綱第3条各号を示しているため、該当する欄に 印を記載すること。
- 3 公表の方法のうち、「その他」に該当する場合は、具体的に記載すること。(例 CATVでの放映、記者会見における情報提供等)
- 4 「該当条項」、「公表の方法」については、その合計を記載すること。